

【漁業権番号】内共第48号

【関係漁業協同組合】木曽川長良川下流漁業協同組合、日本ライン漁業協同組合、愛北漁業協同組合、木曽川漁業協同組合

変 更 後	変 更 前	変更理由	施行予定 年月日																
第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣（友釣、餌釣、毛バリ釣、及び流しガリ）、<u>たも網</u>による遊漁の場合には口頭で、<u>投網、刺網及び四つ手網</u>による遊漁の場合には、別記様式第1号による遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は<u>たも網</u>による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項<u>又は第2項</u>の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣、<u>たも網</u>、投網、刺網及び四つ手網に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><th>漁具・漁法</th><th>規 模</th></tr><tr><td>投網</td><td>網の全長4メートル以下、網目の大きさ 1. 2センチメートル以上</td></tr><tr><td>刺網（テーナ網を含む。）</td><td>1統の全長10メートル以下、網目の大きさ 2センチメートル以上</td></tr><tr><td>四つ手網（たも網を<u>除く</u>。）</td><td>1辺の網の長さ4メートル以下、網目の大きさ 15センチメートルにつき20節以下</td></tr></table>	漁具・漁法	規 模	投網	網の全長4メートル以下、網目の大きさ 1. 2センチメートル以上	刺網（テーナ網を含む。）	1統の全長10メートル以下、網目の大きさ 2センチメートル以上	四つ手網（たも網を <u>除く</u> 。）	1辺の網の長さ4メートル以下、網目の大きさ 15センチメートルにつき20節以下	第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣（友釣、餌釣、毛バリ釣、及び流しガリ）<u> </u>による遊漁の場合には口頭で、<u> </u><u>網</u>による遊漁の場合には、別記様式第1号による遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は<u> </u><u>網</u>による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項<u> </u>の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣、<u> </u>投網、刺網及び四つ手網に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><th>漁具・漁法</th><th>規 模</th></tr><tr><td>投網</td><td>網の全長4メートル以下、網目の大きさ 1. 2センチメートル以上</td></tr><tr><td>刺網（テーナ網を含む。）</td><td>1統の全長10メートル以下、網目の大きさ 2センチメートル以上</td></tr><tr><td>四つ手網（たも網を<u>含む</u>。）</td><td>1辺の網の長さ4メートル以下、網目の大きさ 15センチメートルにつき20節以下</td></tr></table>	漁具・漁法	規 模	投網	網の全長4メートル以下、網目の大きさ 1. 2センチメートル以上	刺網（テーナ網を含む。）	1統の全長10メートル以下、網目の大きさ 2センチメートル以上	四つ手網（たも網を <u>含む</u> 。）	1辺の網の長さ4メートル以下、網目の大きさ 15センチメートルにつき20節以下	漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を四つ手網と区別して、漁具・漁法に規定するため 条ズレ修正 漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を四つ手網と区別して、漁具・漁法に規定するため	認可の日
漁具・漁法	規 模																		
投網	網の全長4メートル以下、網目の大きさ 1. 2センチメートル以上																		
刺網（テーナ網を含む。）	1統の全長10メートル以下、網目の大きさ 2センチメートル以上																		
四つ手網（たも網を <u>除く</u> 。）	1辺の網の長さ4メートル以下、網目の大きさ 15センチメートルにつき20節以下																		
漁具・漁法	規 模																		
投網	網の全長4メートル以下、網目の大きさ 1. 2センチメートル以上																		
刺網（テーナ網を含む。）	1統の全長10メートル以下、網目の大きさ 2センチメートル以上																		
四つ手網（たも網を <u>含む</u> 。）	1辺の網の長さ4メートル以下、網目の大きさ 15センチメートルにつき20節以下																		

2 漁場区域内におけるあゆの遊漁については、加茂川合流点から下流迫間川合流点までの区域は、次条第1項の規定によるあゆについての解禁の日から8月31日まで、丹羽郡扶桑町大字山那の山那燈明灯から下流同郡同町大字小淵の小淵水位計<u>ま</u>での区域（左岸側）は、解禁の日から9月30日まで、その他の区域は、解禁の日から8月15日までは、竿釣（友釣及び餌釣に限る。）によってする場合を除き遊漁をしてはならない。また、美濃加茂市御門町リバーポートパーク美濃加茂の上流300メートルから下流加茂川合流点までの区域は、解禁の日から12月31日までは、竿釣（友釣及び餌釣に限る。）によってする場合を除き遊漁をしてはならない。 3から5 略 第4条から第6条 略 （遊漁料の額及び納付方法） 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。 一 手釣、竿釣<u>及びたも網</u>による遊漁の場合 <table><tr><th rowspan="2">魚 種</th><th rowspan="2">漁具・漁法</th><th colspan="2">遊 漁 料</th></tr><tr><th>1 日</th><th>1 年</th></tr><tr><td>あ ゆ （雑魚を含む。）</td><td>手釣、<u>竿釣</u> <u>及びたも網</u></td><td>1,500円 現場加算料 1,000円</td><td>6,000円 但し、期間限定 （11月以降、 3月末まで有 効）の場合 3,000円</td></tr><tr><td>あまご、こい、ふな、 おいかわ、うぐい及び うなぎ（以下 「雑 魚」という。）</td><td>手釣、<u>竿釣</u> <u>及びたも網</u></td><td>500円 現場加算料 500円</td><td>3月末まで有 効）の場合 3,000円</td></tr></table> 二 略 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、減免を受けようとする者はこれを証する手帳、書類などを提示しなければならない。	魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		1 日	1 年	あ ゆ （雑魚を含む。）	手釣、 <u>竿釣</u> <u>及びたも網</u>	1,500円 現場加算料 1,000円	6,000円 但し、期間限定 （11月以降、 3月末まで有 効）の場合 3,000円	あまご、こい、ふな、 おいかわ、うぐい及び うなぎ（以下 「雑 魚」という。）	手釣、 <u>竿釣</u> <u>及びたも網</u>	500円 現場加算料 500円	3月末まで有 効）の場合 3,000円	2 漁場区域内におけるあゆの遊漁については、加茂川合流点から下流迫間川合流点までの区域は、次条第1項の規定によるあゆについての解禁の日から8月31日まで、丹羽郡扶桑町大字山那の山那燈明灯から下流同郡同町大字小淵の小淵水位計<u>め</u>での区域（左岸側）は、解禁の日から9月30日まで、その他の区域は、解禁の日から8月15日までは、竿釣（友釣及び餌釣に限る。）によってする場合を除き遊漁をしてはならない。また、美濃加茂市御門町リバーポートパーク美濃加茂の上流300メートルから下流加茂川合流点までの区域は、解禁の日から12月31日までは、竿釣（友釣及び餌釣に限る。）によってする場合を除き遊漁をしてはならない。 3から5 略 第4条から第6条 略 （遊漁料の額及び納付方法） 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。 一 手釣、竿釣<u>及び</u>による遊漁の場合 <table><tr><th rowspan="2">魚 種</th><th rowspan="2">漁具・漁法</th><th colspan="2">遊 漁 料</th></tr><tr><th>1 日</th><th>1 年</th></tr><tr><td>あ ゆ （雑魚を含む。）</td><td>手釣<u>及び</u>竿釣 <u> </u></td><td>1,500円 現場加算料 1,000円</td><td>6,000円 但し、期間限定 （11月以降、 3月末まで有 効）の場合 3,000円</td></tr><tr><td>あまご、こい、ふな、 おいかわ、うぐい及び うなぎ（以下 「雑 魚」という。）</td><td>手釣<u>及び</u>竿釣 <u> </u></td><td>500円 現場加算料 500円</td><td>3月末まで有 効）の場合 3,000円</td></tr></table> 二 略 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、減免を受けようとする者はこれを証する手帳、書類などを提示しなければならない。	魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		1 日	1 年	あ ゆ （雑魚を含む。）	手釣 <u>及び</u> 竿釣 <u> </u>	1,500円 現場加算料 1,000円	6,000円 但し、期間限定 （11月以降、 3月末まで有 効）の場合 3,000円	あまご、こい、ふな、 おいかわ、うぐい及び うなぎ（以下 「雑 魚」という。）	手釣 <u>及び</u> 竿釣 <u> </u>	500円 現場加算料 500円	3月末まで有 効）の場合 3,000円	文言修正	漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を四つ手網と区別して遊漁料を規定
魚 種			漁具・漁法	遊 漁 料																											
	1 日	1 年																													
あ ゆ （雑魚を含む。）	手釣、 <u>竿釣</u> <u>及びたも網</u>	1,500円 現場加算料 1,000円	6,000円 但し、期間限定 （11月以降、 3月末まで有 効）の場合 3,000円																												
あまご、こい、ふな、 おいかわ、うぐい及び うなぎ（以下 「雑 魚」という。）	手釣、 <u>竿釣</u> <u>及びたも網</u>	500円 現場加算料 500円	3月末まで有 効）の場合 3,000円																												
魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料																													
		1 日	1 年																												
あ ゆ （雑魚を含む。）	手釣 <u>及び</u> 竿釣 <u> </u>	1,500円 現場加算料 1,000円	6,000円 但し、期間限定 （11月以降、 3月末まで有 効）の場合 3,000円																												
あまご、こい、ふな、 おいかわ、うぐい及び うなぎ（以下 「雑 魚」という。）	手釣 <u>及び</u> 竿釣 <u> </u>	500円 現場加算料 500円	3月末まで有 効）の場合 3,000円																												

